

手続早見表②（資格得喪パターン）

別紙 8

資格得喪パターン（福利厚生事務の手引（令和6年1月）P31「手続早見表」のパターン）							<新所属における手続>						
		旧任用形態	新任用形態	任命権者	適用事業所	所属所	空白期間	一斉交付 対象	必要な手続	提出する書類	年金関係手続		年金担当への提出書類
											公務員厚生年金	一般厚生年金 （※4）	
資格取得 手続等が 必要な 場合	1ー②	正規	正規				有・継続しない	○	資格取得手続	「一般・短期 組合 員資格取得届書／組 合員情報変更訂正 届」	○	－	組合員転入・異動届書 兼 年金加 入期間等報告書〔用紙№年金1〕
	3ー②	正規・暫定再任用フルタイム	短期組合員				有・継続しない				－	○	－
	4ー②	短期組合員	正規・暫定再任用フルタイム				有・継続しない				△	－	下記留意事項参照
	5ー②	短期組合員	短期組合員	異なる		異なる	有・継続しない				－	○	－
	3ー①	正規・暫定再任用フルタイム	短期組合員				無		－		○	－	
	4ー①	短期組合員	正規・暫定再任用フルタイム				無		△		－	下記留意事項参照	
資格取得 手続等が 不要な 場合	1ー①	正規	正規				無	△（※3）	不要	提出書類なし	－	－	－
	2	正規	暫定再任用フルタイム				無				－	－	－
	5ー①	短期組合員	短期組合員	異なる		異なる（※1）	無				－	○	－
	6ー①	短期組合員	短期組合員	同一	異なる	異なる（※1）	無				－	○	－
	6ー②	短期組合員	短期組合員	同一	異なる	異なる（※1）	有・継続扱（※2）				－	○	－
	7ー①	短期組合員	短期組合員	同一	同一	異なる（※1）	無				－	－	－
	7ー②	短期組合員	短期組合員	同一	同一	異なる（※1）	有・継続扱（※2）				－	－	－
	8ー①	短期組合員	短期組合員	同一	同一	同一	無				－	－	－
	8ー②	短期組合員	短期組合員	同一	同一	同一	有・継続扱（※2）				－	－	－

- ※1 所属所が異なる場合でも、組合員番号の変更がなければ提出書類は不要となります。
- ※2 空白期間が継続扱いとなるのは、任命権者において事実上の任用関係が継続していると判断した場合です。なお、事実上の任用関係について共済組合で判断することは困難ですので、各任命権者での判断（第1号厚生年金保険の取扱い）をその基礎として判断することとなります。
- ※3 組合員番号が変更される場合は、一斉交付の対象者となります。組合員の氏名等が印字された「一般・短期 組合員資格取得届書／組合員情報変更訂正届（一斉交付用）」により番号変更の手続をしてください。
- ※4 一般厚生年金の手続については公立学校共済組合では所管していないため、年金事務所、各適用事業所の社会保険担当者等にお尋ねください。

<留意事項>

※ 正規とは、常勤職員、任期付職員等の一般組合員を指します（暫定再任用フルタイム職員も一般組合員ですが、ここでは含みません。）。

※ 短期組合員とは、臨時的任用教職員、期限付任用職員、会計年度任用職員、非常勤教員、時間講師（資格取得要件を満たす者）、暫定（定年前）再任用短時間勤務職員を指します。

なお、短期組合員の資格取得要件は、福利厚生事務の手引（令和6年1月発行）P4「1. 組合員とは」を参照してください。

※ 年金関係手続の欄において、「必要：○」「公務員共済組合の前歴がある場合は必要：△」「不要：－」を指します。

※ 公務員共済組合の前歴がある場合は、年金関係書類として「組合員転入・異動届書 兼 年金加入期間等報告書」〔用紙№年金1〕の提出が必要です。

※ 公務員期間の老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（障害共済）年金の受給権をお持ちの場合、「年金受給権者再就職届書」〔用紙№年金3〕及び「年金証書の原本」が必要です。また、他の共済組合で障害等級2級以上の障害厚生（障害共済）年金を受給している場合は、障害基礎年金の年金証書も併せて必要となります。